

京都市告示第700号

京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定により、西京極総合運動公園プール兼アイススケートリンク（京都アクアリーナ）のアイススケートリンクの供用時間及び供用しない日について、次のとおり変更します。

令和5年3月17日

京都市長 門川大作

- 1 令和5年4月1日（土）から同2日（日）までにおける供用時間を午前9時から午後5時までとする。
- 2 令和5年4月3日（月）から同30日（日）まで（ただし、火曜日を除く。）を供用しない日に加える。

（理由）

アイススケートリンクからメインプール及び飛び込みプールへの転換工事並びにプールの供用開始に向けた準備を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室）